

山梨県立博物館庭園管理業務に係る一般競争入札公告

山梨県立博物館が発注する山梨県立博物館庭園管理業務は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称 山梨県立博物館庭園管理業務 1式
- (2) 仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- (3) 履行期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 山梨県立博物館（笛吹市御坂町成田地内）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 山梨県内に本店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ「登録業種」に「植栽管理」が登録されていること。

この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間において、最終契約額8百万円以上の樹木及び緑地管理を含む公園等の管理業務契約を元請けとしてほぼ1年間継続して結び、当該業務契約を履行した実績を有すること。

3 契約の内容を説明する日時及び場所

(1) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成29年4月24日（月）までの山梨県立博物館設置及び管理条例（平成17年山梨県条例第8号）に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（4月24日（月）は午前9時から午前11時まで）、11(3)の照会先において交付する。

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成29年4月24日(月)午前11時

山梨県立博物館生涯学習室(笛吹市御坂町成田1501-1)

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成29年4月27日(木)の午後5時までに11(3)の照会先に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年5月10日(水)午前11時

(2) 場 所 山梨県立博物館生涯学習室(笛吹市御坂町成田1501-1)

5 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、その端数を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号、以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

9 最低制限価格の有無

なし

10 前払金の有無

なし

11 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 落札した者は、山梨県立博物館との間において、契約書を作成する。
- (3) 照会先は次のとおり。
山梨県立博物館 総務課
〒406-0801 笛吹市御坂町成田1501-1 電話055-261-2631
- (4) 詳細は、入札説明書による。